

「証券受渡・決済制度改革懇談会」(第9回)議事要旨

【開催日時】 平成13年6月21日(木)午後3時～4時45分

【場 所】 日本証券業協会 第1会議室

【主な議題】 1. 新証券決済法制の概要並びに証券決済改革の将来展望について
(1) 「新証券決済法制の概要並びに証券決済改革の将来展望」
(2) 意見交換
2. 証券受渡・決済制度改革懇談会のワーキング・グループ等の検討状況について
3. 今後の運営について

【議事要旨】

委員の交替等があったため、紹介が行われた後、議事に入った。

1. 新証券決済法制の概要並びに証券決済改革の将来展望について

(1) 「新証券決済法制の概要並びに証券決済改革の将来展望」

金融庁総務企画局有吉章企画課長より、新証券決済法制2法について、これまでの検討の経緯、新法の概要及び特徴並びに決済制度改革の将来展望について説明が行われた。

引き続き、法務省民事局金子直史参事官より、私法の観点から、短期社債等振替法の特徴等について説明が行われた。

(2) 当局の御説明の後、意見交換を行った。主な意見は次のとおりである。

- 新証券決済法制2法は画期的なものであり、関係者の御尽力に感謝したい。
- 海外の決済機関との連携を行うには海外の決済制度等の環境を踏まえ、十分な議論を行うべきである。
- 衆議院の付帯決議にもあるように、複層構造の導入についての検討を早急に行うべきだと思う。今後の法制化のスケジュール・方向感を早急に固めてもらいたい。

2. 証券受渡・決済制度改革懇談会のワーキング・グループ等の検討状況について

昨年6月に設置した3つのワーキング・グループ^(注1)及び12月に設置した2つのワーキング・グループ^(注2)における検討状況について、事務局より報告を行った。

- (注1) 一般債の新決済制度に関するワーキング・グループ
証券保管振替機構の組織・運営のあり方に関するワーキング・グループ
DVP決済方式の推進と清算機能の活用等に関するワーキング・グループ
- (注2) 証券決済制度改革の推進のためのワーキング・グループ
証券保管振替機関の株式会社化に関する専門部会

引き続き、「証券保管振替機構の組織・運営のあり方に関するワーキング・グループ」の座長である野村証券中井常務取締役より、同ワーキング・グループが取りまとめた報告書「証券保管振替機関への預託推進と証券決済業務の効率化等に向けた実務上の検討課題について」についての報告が行われ、了承された。(別添資料参照。)

上記報告を含め、総括的な審議を行い、これを了承した。

- 「証券保管振替機構の組織・運営のあり方に関するワーキング・グループ」は、これまで2つの報告書を取りまとめ、設置の目的に挙げた事項の検討を終え、保管振替機関の株式会社化についての具体的な検討を行うために既に「証券保管振替機関の株式会社化に関する専門部会」が設置されていることから、同ワーキング・グループを解散することとした。
- 「DVP決済方式の推進と清算機能の活用等に関するワーキング・グループ」については既に検討を終え、現在報告書を作成中であり、報告書の作成を終えた時点で、然るべき形で本懇談会に報告することとした。
- 「一般債の新決済制度に関するワーキング・グループ」については、新決済法制的法的枠組みを参考にして、一般債の取扱いスキームの検討等を行うこととした。
- 証券決済制度改革に関連する具体的な検討作業の推進状況の開示について
我が国における証券決済制度改革の推進状況について、内外から問い合わせ等が寄せられているため、本懇談会のワーキング・グループ等が分担して検討している事項以外の項目についても、可能なものについては開示していくことが、関係方面の理解を深めていただくためにも有意義なことであることから、証券決済制度改革に関連する具体的な検討作業の推進状況の開示方法等の検討につき、座長に一任された。

3. 今後の運営について

新決済法制の可決成立により、方向性が明確になった「証券保管振替機関の株式会社化」に向けた検討スケジュールのイメージについて事務局より説明を行った。さらに、「証券決済制度改革の推進のためのワーキング・グループ」の運営の参考に資するため「米国S I AのT + 1キーマイルストーン」等の紹介を行った。証券保管振替機関の株式会社化に関する専門部会及び証券決済制度改革の推進のためのワーキング・グループは、早急に検討を開始することとされた。

- 座長より、「証券決済制度改革の推進のためのワーキング・グループにおいては、決済制度改革の全体像、T + 1に向けたスケジューリング等を検討していただき、決済制度改革に関して広く市場関係者等に向けた意識の啓蒙と合意形成に一層の取り組みを強化し、国際的な要請であるT + 1実現に向けて、海外をも視野においた開示を含め、努力していく必要がある。」旨の発言があり、本懇談会は終了した。

以 上

- 問い合わせ先

日本証券業協会 市場部

TEL. 03-3667-8456、03-3667-8516

本議事要旨は暫定版であるため、今後修正があり得ます。